

令和三年六月

令和三年六月文京区議会定例議会議案(二)

文  
京  
区



目 次

議案第 八 号 文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

1 頁



議案第八号

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例  
文京区事務手数料条例（昭和三十三年四月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表25の項及び26の項を削る。

付 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、本案を提出いたします。